

令和5年5月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年6月1日(木曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 16名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	
4番 小松 優	5番 関川 裕二	
7番 公文 基嗣	8番 高松 敏子	9番 岡村 悟
10番 茂井 雅昭	11番 松本 勇	12番 岡村 和紀
13番 黒岩 正充	14番 石河 史成	15番 西笛 勤
16番 安岡 志乃	17番 清遠 典子	18番 山崎 一義

4. 欠席委員 1名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号28～36）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 時効取得を原因とする所有権移転登記報告 1件

議案第4号 その他

・農業委員会の最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 5 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名で、欠席委員は 1 名です。出席農業委員 12 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は山崎一義委員と小松優委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

受付番号 28 番

大字西分字四反田 甲 5584 番、地目は田、面積 1,020 m²。譲渡人は東京都江戸川区の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R5 年 4 月 1 日から R10 年 3 月 31 日までの 5 年。作付けはピーマン、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号 29 番

大字和食字叶木 甲 152 番 4、地目は田、面積 303 m²、字叶木日裏浜林 甲 4650 番 16、地目は田、面積 2,039 m²。譲渡人は高知市北本町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 6 月 1 日から R15 年 5 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 83,000 円。

受付番号 30 番

大字和食字西入野 甲 2921 番、地目は田、面積 2,101 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 6 月 1 日から R15 年 5 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号 31 番

大字和食字宮ノ東 甲 5577 番、地目は田、面積 1,867 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R5 年 5 月 1 日から R10 年 4 月 30 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号 32 番

大字馬ノ上字瀬石 1338 番 1、地目は田、面積 1,688 m²。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は高知市上里の〇〇さん。期間は R5 年 6 月 1 日から R10 年 5 月 31 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は無償。

受付番号 33 番

大字馬ノ上字上一向 2499 番 1、地目は田、面積 1,927 m²、2499 番 2、地目は田、面積 47 m²、字天神分 2327 番 2、地目は田、面積 123 m²、2328 番、地目は田、面積 908 m²、2334 番、地目は田、面積 1,255 m²。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R5 年 6 月 1 日から R6 年 5 月 31 日までの 1 年。作付けは水稻、賃借料は無償。

受付番号 3 4 番

大字和食字中入野 甲 2959 番 1、地目は田、面積 2,033 m²。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 6 月 1 日から R15 年 5 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号 3 5 番

大字和食字高山東 甲 4299 番 1、地目は田、面積 1,745 m²の内 805 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は安芸市赤野の〇〇さん。期間は R5 年 6 月 1 日から R15 年 5 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号 3 6 番

大字馬ノ上字瀬石 1338 番 5、地目は田、面積 393 m²。譲渡人は高知市五台山の〇〇さん、譲受人は高知市上里の〇〇さん。期間は R5 年 6 月 1 日から R10 年 5 月 31 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は無償。

議 長 第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 9 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 2 土地の所在は大字西分字善馬 甲 6196 番 1、地目は田、転用面積は 954 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。永久年間の所有権の移転。転用目的は、再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電パネル設備)の設置。

5月31日(水)に会長、黒岩正充委員、石河史成委員、事務局にて現地確認。

議 長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きますして第3号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告について議題とします。

第3号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告について

受付番号1 土地の所在は大字馬ノ上字下モ高尾 3312番、台帳地目は畑、面積は211㎡。登記の目的は、所有権移転、登記原因は平成15年4月1日時効取得。登記権利者は南国市大埞の〇〇さん、登記義務者は芸西村馬ノ上の〇〇さん。

土地の所在は大字馬ノ上字南岡 3329番1、台帳地目は畑、面積は41㎡。登記の目的は、所有権移転、登記原因は平成15年4月1日時効取得。登記権利者は芸西村馬ノ上の〇〇さん、登記義務者は南国市大埞の〇〇さん。

議 長 第3号議案については法務局からの通知でありますので報告のみとさせていただきます。

議 長 続きますして第4号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

事務局 ・農業委員会の最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価

議 長 他にありませんか。なければ、これで5月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 7 分)

議事録署名委員

山崎 一義

議事録署名委員

小松 優
